

新発田市  
パートナーシップ・ファミリーシップ制度  
利用の手引き



新発田市

令和6年7月発行  
令和6年11月改定  
令和8年4月改定

## 目 次

1	新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは・・・	1
2	届出を行うことができる方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	届出に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	届出の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	届出により利用できる制度・サービス・・・・・・・・	4
6	「新潟県パートナーシップ制度」について・・・・・・・・	5
7	自治体間連携について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8	こんなときは・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9	Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・	9

## 1 新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

### 【制度の目的】

性自認や性的指向にかかわらず、市民一人ひとりの多様な生き方や価値観が認められ、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現と、差別のない人権が尊重されるまちづくりをめざすことを目的としています。

### 【制度の概要】

性自認・性的指向により婚姻ができない性的少数者のカップルが、お互いを人生のパートナーとして積極的に協力し合うことを届出することで、二人がパートナーシップ関係にあることを市が証明する制度です。

パートナーシップの二人の親族についても家族(ファミリーシップ)として届出ができます。

※法律上同性婚が認められない中で、自治体が独自に導入する制度であり、法的な効力は生じません。

#### ●パートナーシップ

双方又は一方が、性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者である二者の関係であって、互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係

#### ●ファミリーシップ

パートナーシップにある者の双方又は一方の3親等以内の親族その他市長が認める者とパートナーシップにある者の双方又は一方とが生計が同一であり、家族として協力し合う関係

## 2 届出を行うことができる方 (以下の要件をすべて満たす方)

### (1) パートナーシップ制度

- ① 双方または一方が、性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない方であること。
- ② 双方が成年(満18歳)に達していること。
- ③ 双方または一方が新発田市に住所を有している、または市内へ転入予定であること。
- ④ 双方に配偶者(事実婚やパートナーシップ関係を含む)がないこと。
- ⑤ 双方が近親者(直系血族、3親等以内の傍系血族又は直系姻族)でないこと。(パートナーシップにより養子縁組している場合を除きます。)

### (2) ファミリーシップ制度

パートナーシップを届出した人(またはする人)の双方または一方の3親等以内の親族

(これに相当する市長が認める人を含む)で、生計が同一であること。

### 3 届出に必要な書類

---

#### (1) パートナーシップ制度

- ① 新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(第1号様式)
- ② 届出者双方の住民票の写し(届出日の3か月以内に発行されたもの)
- ③ 届出者双方に配偶者がいないことを確認できる書類  
※独身証明書など(外国籍の方の場合は婚姻要件具備証明書など)
- ④ 届出者の本人確認ができるもの  
※マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど  
(官公署が発行した本人の顔写真が貼付されたもの)
- ⑤ 日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類  
(証明書及び証明カードに通称名の記載を希望する場合)

#### 【転入予定の方の届出】

双方または一方が、転入予定(パートナーシップ届出日から3か月以内)の場合も届出ができます。

その場合は、転入後速やかに、転入したことがわかる書類(住民票等)を提出してください。

#### (2) ファミリーシップ制度

- ① 新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(第1号様式)  
※パートナーシップ制度と同時に届出する場合は不要です。
- ② パートナーシップ届出者との関係がわかる書類(住民票など)
- ③ パートナーシップ届出者の双方または一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であることが確認できる書類(住民票など)  
※②③は、パートナーシップの届出時に提出した書類で確認ができる場合は不要です。

※上記のほか、書類の追加提出をお願いする場合があります。

## 4 届出の流れ

### ① 事前予約

人権啓発課へ連絡のうえ、届出する日を予約してください。

併せて要件を満たしているかの確認と必要書類の説明を行います。

- 予約は、人権啓発課窓口へ直接お越しいただくか、電話またはメールでお問い合わせください。
- 届出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分までです。

#### 【予約・問合せ先】

新発田市役所 人権啓発課（6階）

新発田市中心街3-3-3

電話：0254-28-9630（人権啓発課直通）

メール：jinken@city.shibata.lg.jp

### ② 届出

事前に予約した日時に、必要書類をお持ちのうえ、届出をするお二人で人権啓発課へお越しください。（お二人での来庁が難しい場合はご相談ください。）

※届出は、別室（個室）での対応も可能です。希望の場合は予約時にお伝えください。

※書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただき、提出いただく場合があります。

### ③ 受理証明書及び証明カードの交付

届出から1週間以内を目途に、新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書（1部）と新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ証明カード（パートナーシップのお二人に1部ずつ）を交付します。

表面

新発田市		＜見本＞	
パートナーシップ・ファミリーシップ証明カード			
パートナーシップである者			
新発田 あやめ		越後 さくら	
〇〇年 〇月 〇日生		△△年 △月 △日生	
【通称名を使用している場合の本名】			
通称名			
本名			
新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱に基づくパートナーシップである者（表面）及びファミリーシップである者（裏面に記載の場合）であることを証明します。			
〇〇年 △月 △日		新発田市長	

裏面

ファミリーシップである者			
_____		_____	
年 月 日生		年 月 日生	
_____		_____	
年 月 日生		年 月 日生	
～この証明カードの提示を受けた方へ～			
新発田市は、市民一人ひとりの多様な生き方及び価値観が認められ、誰もが自分らしく生きることができる地域社会を実現し、もって差別のない人権が尊重されるまちづくりを目指し、新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を設けています。			
この証明カードの提示を受けた方は、新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨をご理解の上、この制度を利用している方の性自認又は性的指向及びこの制度を利用していることについて、ご本人の同意を得ずに第三者に伝えることのないよう注意してください。			

## 5 届出により利用できる市の制度・サービス (令和8年4月1日現在)

制度・サービス	内容	窓口
住民票の表記	希望により続柄を「縁故者」と表記が可能	市民生活課
市営住宅	家族として入居申込が可能	社会福祉課
軽自動車税	同一生計の障がいのあるパートナーのために使用する軽自動車の減免申請が可能	税務課
保育園等	家族として入園申込が可能	こども課
犯罪被害者等見舞金	事実上婚姻関係と同様の事情にあった者として申請が可能	地域安全課
結婚新生活支援金	夫婦世帯と同様に申請が可能	みらい創造課
住宅リフォーム支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者の2親等以内の親族として申請が可能</li> <li>・三世帯同居の世帯員として一定要件枠の申請が可能</li> </ul>	建築課
住宅取得補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら居住するための住宅取得の場合、世帯員として申請可能（世帯員2名以上）</li> <li>・Uターンに伴う住宅の増築・改築の場合、2親等以内の親族と同様に申請が可能</li> </ul>	建築課
証明書等の交付	<p>下記の証明書等について、同居の親族と同様にパートナーシップ・パートナーシップ関係にある人の証明書を交付可能</p> <p>【交付できる証明書等】</p> <p>納税証明書（未納がない証明を含む）、固定資産税各種証明（住宅用家屋証明書を除く）、所得証明書、課税証明</p>	税務課

※上記の各制度・サービスを申請する際は、お二人の関係を証明するため、「新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書」または「新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ証明カード」を提示してください。

※各制度・サービスの対象要件として別途要件（所得制限など）がある場合は、その要件に基づき、対象とならない場合があります。詳しくは、各窓口へお問い合わせください。

※対象となる制度・サービスは随時変更・追加となる場合があります。最新の情報は、市ホームページをご確認ください。

## 6 「新潟県パートナーシップ制度」について

---

新潟県では、令和6年9月2日より「新潟県パートナーシップ制度」を実施しています。

この制度は、双方または一方が性的マイノリティであるお二人が、パートナーシップ関係にあることについて県へ届出を行い、県が届出受領証等を交付し、届出があったことを証明する制度です。

「新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」との併用も可能です。

※詳しくは新潟県のホームページをご確認ください。

## 7 自治体間連携について

---

新発田市では、令和6年11月1日から「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、パートナーシップ制度を実施している自治体と連携しています。

パートナーシップ制度を利用されている方の負担軽減と利便性の向上を図るため、本ネットワークに加入している自治体間で住所を異動する場合、簡素化した手続きで届出を継続するものです。

### 1 連携自治体

「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体（連携自治体といいます）

※最新の連携自治体は、市ホームページをご確認ください。

### 2 連携により簡略化できる手続き

○転出する自治体への届出書受領証明書等の返還手続きを省略できます。

○転入する自治体へパートナーシップ制度の継続を申告し、前住地で交付された届出書受領証明書等を提出することで、婚姻していないことを確認できる書類（独身証明書等）の提出を省略できます。

### 3 連携自治体から新発田市へ転入する場合

連携自治体から新発田市に転入し、パートナーシップ制度の継続を申告した場合は、必要書類を提出いただき、要件を確認したうえで、新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の届出書受領証明書等を交付します。（提出書類の一部を省略できます。）

【手続きの流れ】

#### （1）事前予約

- ・電話またはメールで、継続申告の手続きを希望する日を予約してください。
- ・詳細は、手引きの3ページ「4.届出の流れ ①事前予約」をご覧ください。

#### （2）継続の申出（届出）

事前に予約した日時に、必要書類をお持ちのうえ、届出をするお二人で人権啓発課へお越しください。（お二人での来庁が難しい場合はご相談ください。）

※届出は、別室（個室）での対応も可能です。希望の場合は予約時にお伝えください。

※書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただき、提出いただく場合があります。

【必要な書類】

- ① 新発田市パートナーシップ継続申出書（第7号様式）
- ② 届出者双方の住民票の写し（申請日の3か月以内に発行されたもの）
- ③ 転出した自治体（連携自治体）が交付した受領証等（交付されたものすべて）
- ④ 届出者の本人確認ができるもの

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

（官公署が発行した本人の顔写真が貼付されたもの）

- ⑤日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類

（証明書及び証明カードに通称名の記載を希望する場合）

※ファミリーシップの届出も希望する場合は、別途ファミリーシップの届出手続きが必要となります。手引きの2ページ「3 届出に必要な書類（2）ファミリーシップ制度」をご覧ください。

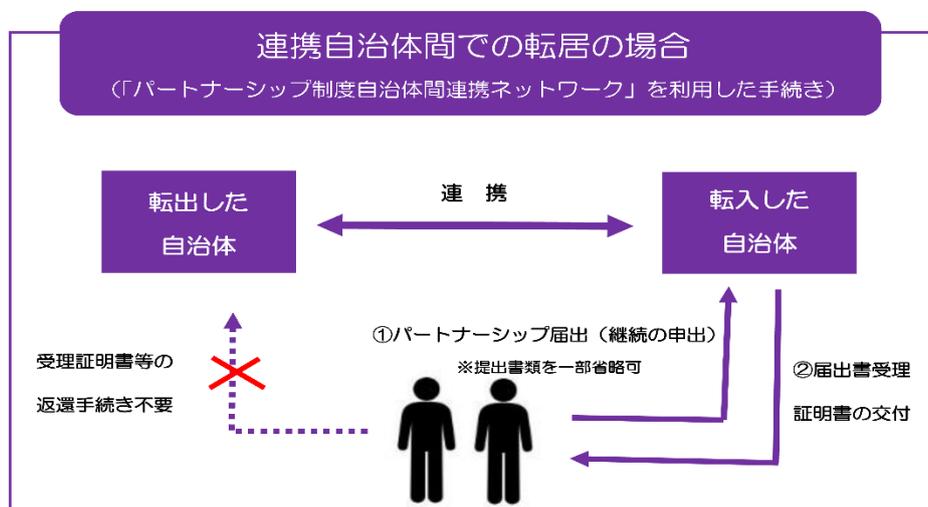
(3) 届出書受領証明書等の交付

届出から1週間以内を目途に、新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書（1部）と新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ証明カード（パートナーシップのお二人に1部ずつ）を交付します。

4 新発田市から連携自治体へ転出する場合

新発田市から連携自治体へ転出し、当該自治体にパートナーシップ制度の継続を申し出た場合は、新発田市への届出書受領証明書等の返還手続きが不要となります。

継続申告の手続きは、転出先の各自治体のホームページなどをご確認ください。



## 8 こんなときは

### ① 証明書等を紛失・き損したとき

「新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書」または「新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ証明カード」を紛失、き損・汚損し、再交付を希望する場合は、「新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付申請書」を提出してください。

き損・汚損した証明書等は回収しますので、再交付申請書とともに提出してください。届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

### ② 届出の内容に変更があったとき (住所、氏名、ファミリーシップの追加・除外など)

パートナーシップ・ファミリーシップの届出事項に変更があったときは、「新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ変更届出書」を提出してください。

変更前の内容の証明書等は回収しますので、変更届出書とともに提出してください。届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

### ③ パートナーシップを解消したとき

届出者双方の意志により、パートナーシップを解消したときは、「新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届出書」を提出してください。

届出受理証明書及び証明カードは回収しますので、返還届出書とともに返還してください。

### ④ 市外へ転出するとき

パートナーシップの双方が新発田市外へ転出するときは、「新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届出書」を提出してください。

届出受理証明書及び証明カードは回収しますので、返還届出書とともに返還してください。  
※自治体間連携ネットワーク自治体へ転出し、転出先で継続申告をされる場合は返還不要です。

### ⑤ パートナーが死亡したとき

パートナーが亡くなったときは、「新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届出書」を提出してください。

届出受理証明書及び証明カードは回収しますので、返還届出書とともに返還してください。

**【パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等が無効になるとき】**

以下の場合には、届出受理証明書等を無効とします。

- 虚偽の届出を行ったとき
- 届出者双方にパートナーシップを形成する意思がないとき
- 届出対象要件に該当しないとき
- 転入予定で届出をした場合、届出日から3か月以内に新発田市内への転入を証明する書類を提出しないとき

※パートナーシップの届出が無効となったときは、それに基づくファミリーシップについても無効となります。

## 9 Q&A

---

**Q1 婚姻制度と新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度はどのような違いがありますか。**

A1 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続や財産上の権利、扶養義務など、法律上の権利・義務等が発生します。  
一方、新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、市が独自に実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

**Q2 性的少数者でない事実婚の二人は届出ができますか。**

A2 新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、法律上婚姻が認められない性的少数者のカップルを対象としているため、性的少数者でない事実婚の方は対象となりません。

**Q3 新発田市に住んでいなくてもパートナーシップの届出をすることはできますか。**

A3 どちらか一方が新発田市内に住民登録している場合は、届出ができます。（もう一方は、市外在住でも構いません。）  
また、3か月以内に新発田市へ転入予定の場合も届出ができます。

**Q4 同居していないと届出できませんか**

A4 必ずしも同居している必要はありません。ただし、ファミリーシップ対象者については、パートナーシップの双方またはいずれかと生計が同一であることが必要です。

**Q5 養子縁組をしていても、パートナーシップ・ファミリーシップの届出はできますか。**

A5 パートナーシップにより養子縁組をして近親者となった場合は届出ができます。また、養子・養親であっても、生計が同一であるなどの要件を満たせばファミリーシップの届出ができます。

**Q6 届出受理証明書等に通称名は記載されますか。**

- A6 届出受理証明書及び証明カードに通称名を記載することができます。  
通称名の記載を希望される方は、届出時に、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類を提示ください。  
なお、本制度における証明書及び証明カードに記載する通称名は、他の行政手続きにおける通称名使用を認めたり、民間サービスにおいて通称名を使用することを保証したりするものではありません。

**Q7 届出に費用はかかりますか。**

- A7 届出受理証明書や証明カードの発行に費用はかかりません。  
ただし、届出の必要書類によっては、取得に費用が発生するものがあり、その場合は自己負担となります。

**Q8 郵送やインターネットによる届出はできますか。**

- A8 原則、届出をするお二人で来庁いただき届出する必要があります。  
届出者の本人確認や、届出書の確認事項の確認を行う必要があるため、郵送やインターネットによる届出はできません。  
窓口にお越しいただくことが難しいご事情がある場合はご相談ください。

**Q9 外国籍でも届出はできますか。**

- A9 外国籍の方でも要件を満たしていれば届出をすることができます。  
なお、外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入）を添えて提出してください。

**Q10 届出受理証明書や証明カードを持っていることで、どのようなメリットがありますか。**

- A10 新発田市において、家族としていくつかの行政サービスが受けられます。  
サービスの内容については、本手引きの4ページに記載していますが、サービスの内容は随時更新となる場合がありますので、市のホームページでご確認ください。また、携帯電話の家族割引や生命保険の受取人にパートナーを指定できるといった民間サービスを受けられる場合があります。詳しくはサービス提供事業者にご確認ください。

**新発田市 人権啓発課**

〒957-8686

新潟県新発田市中心街3-3-3 (ヨリネスしばた6階)

電話：0254-28-9630 (課直通)

FAX：0254-28-9670

Mail：jinken@city.shibata.lg.jp



▲市ホームページ